

令和元年度三木町農業委員会
12月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

令和元年度三木町農業委員会
12月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和元年12月19日
(会議時間) 14:00～14:30
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数18名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博(欠席)
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 脇和彦主幹兼課長補佐
2. 小倉恵理副主幹
3. 松本裕司係長
4. 谷洋司主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

それでは、12月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等11件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、香川委員と松田委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が4件と報告案件が1件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字北地 1筆 668㎡
地目：田1筆
譲渡理由：相手方の要望
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1は、譲受人は認定農業者であり、下限面積等も問題ありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

5番委員

番号1につきまして、隣接農地を買い受けて、経営規模拡大を図るものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字上池 2筆 2,437㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：住宅2階建 8棟 498.96㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：田中字西地 2筆 1,956㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：田中字西地 1筆 967㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号4 申請地：田中字東石塚 1筆 276㎡
地目：畑1筆
現況：畑1筆
目的：住宅平屋建 1棟 100.20㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号5 申請地：田中字南原 2筆 506㎡
地目：田2筆
現況：畑2筆
目的：資材置場
権利の種類：所有権移転売買

番号6 申請地：氷上字長清 1筆 401㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅2階建 1棟 117㎡
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地等501.02㎡

番号7 申請地：氷上字長清 1筆 54㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅2階建 1棟 117㎡
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地等848.02㎡
譲渡人持分1/2
譲受人持分1/2

番号8 申請地：氷上字長清 2筆 1,271㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：工事車両進入路
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：宅地等498.02㎡
441㎡の内179㎡
830㎡の内225㎡
令和2年9月30日まで一時転用

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補

補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号7について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号8について説明します。

当該申請につきましては、令和2年9月30日までの一時転用になります。番号6、7にかかる住宅建築の際の工事車両進入路とするものです。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

8番委員

それでは、現地調査の報告を行います。12月分の農地法関連の申請について去る、令和元年12月13日(金)の午前9時から5条申請8件につきまして、協会長、高尾会長職務代理者、入倉委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。確認の結果、いずれも特に問題はありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

12番委員

5条申請番号1について、地図を見ていただいたらわかりますが、横に水路があります。この水路は河川に認定されていれば、他の申請も必要となると思いますので、確認しておいてください。また、道幅が狭いですが、この分譲住宅への進入路はどうなっていますか。説明していただけますか。

事務局

進入路につきましては、西側の団地の道路を使用し、水路に床板をかけて申請地にアクセスするような進入路を整備する計画となっています。

4番委員

5条申請番号2と3について、これまできちんと管理されていなかったため、太陽光発電設備を設置することで管理がされると思います。ただ、番号2と3の間の道ですが、元々はもっと狭かったのですが、現状では広がっており、きちんと分筆されているかどうかは確認取れておりませんが、現状どおり残していただければ、特に問題はありません。

事務局

5条申請番号4について、地元委員が欠席のため事務局より説明します。譲渡人は高齢となり、本申請地も耕作されておらず、孫である譲受人が祖父母の面倒を見ることもあり、本申請地に住宅を建てるものです。周辺農地への影響がないことも確認しておりますので、問題はないものと考えられます。

5条申請番号5について、譲受人は申請地の近くで石材店を営んでいます。現在資材置場が不足しており、その用地を探していたところ、譲渡人との話しがまとまり本申請に至ったものです。周辺農地への影響も確認しておりますので、問題はないものと考えられます。

16番委員

5条申請番号6、7、8について、譲受人は譲渡人の甥になります。地図を見ていただいたらわかりやすいと思いますが、住宅建設予定地の北側は大型工事車両等の通行が困難なため、南側にある道路が広いことから、そちらから進入できるよう一時転用で進入路を作り、工事を行うものです。また、北側の道路に接する進入路については、譲渡人、譲受人の持分2分の1ずつなるよう売買するものです。特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

3番委員

5条申請番号1について、進入路について隣の団地から進入するわけですが、隣の団地の業者と同じなんですか。

事務局

同じ業者です。

3番委員

わかりました。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第3号、非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号、非農地証明願について

番号1 申請地：井上 41㎡
地目：畑
目的：農業用倉庫
公衆用道路

番号2 申請地：鹿庭 1,983㎡
地目：畑
目的：山林

番号1について説明します。

番号1については、農業倉庫及び公衆用道路となっており、農業用倉庫については面積も200㎡未満のため、転用申請不要のため、本申請に至ったものです。

番号2について説明します。

番号2については、申請人は平成元年に相続しており、相続以前から周囲の山林に取り込まれるように樹木が生い茂り山林化したものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が3件、再設定が9件で合計12件になります。

総設定面積は33,996㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：氷上 2, 645㎡

地 目：田2筆

解約日：令和元年11月30日

解約理由：転用のため

1, 232 m²の内401 m²一部解約

1, 413 m²の内54 m²一部解約

番号1について、5条申請番号6、7で転用する部分を解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和元年12月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____